

A street scene in Japan, likely in a town or village. On the left, there is a post office building with a sign that says "郵便局" (Post Office) and "行田 郵便局" (Yokota Post Office). Next to it is a sign for "酒カネマル" (Sake Kanemaru). On the right, there is a building with a sign that says "毛糸店" (Woolen Goods Store) and "1-11-1 毛糸店" (1-11-1 Woolen Goods Store). The street is paved with cobblestones and has a white crosswalk. The sky is bright and overcast.

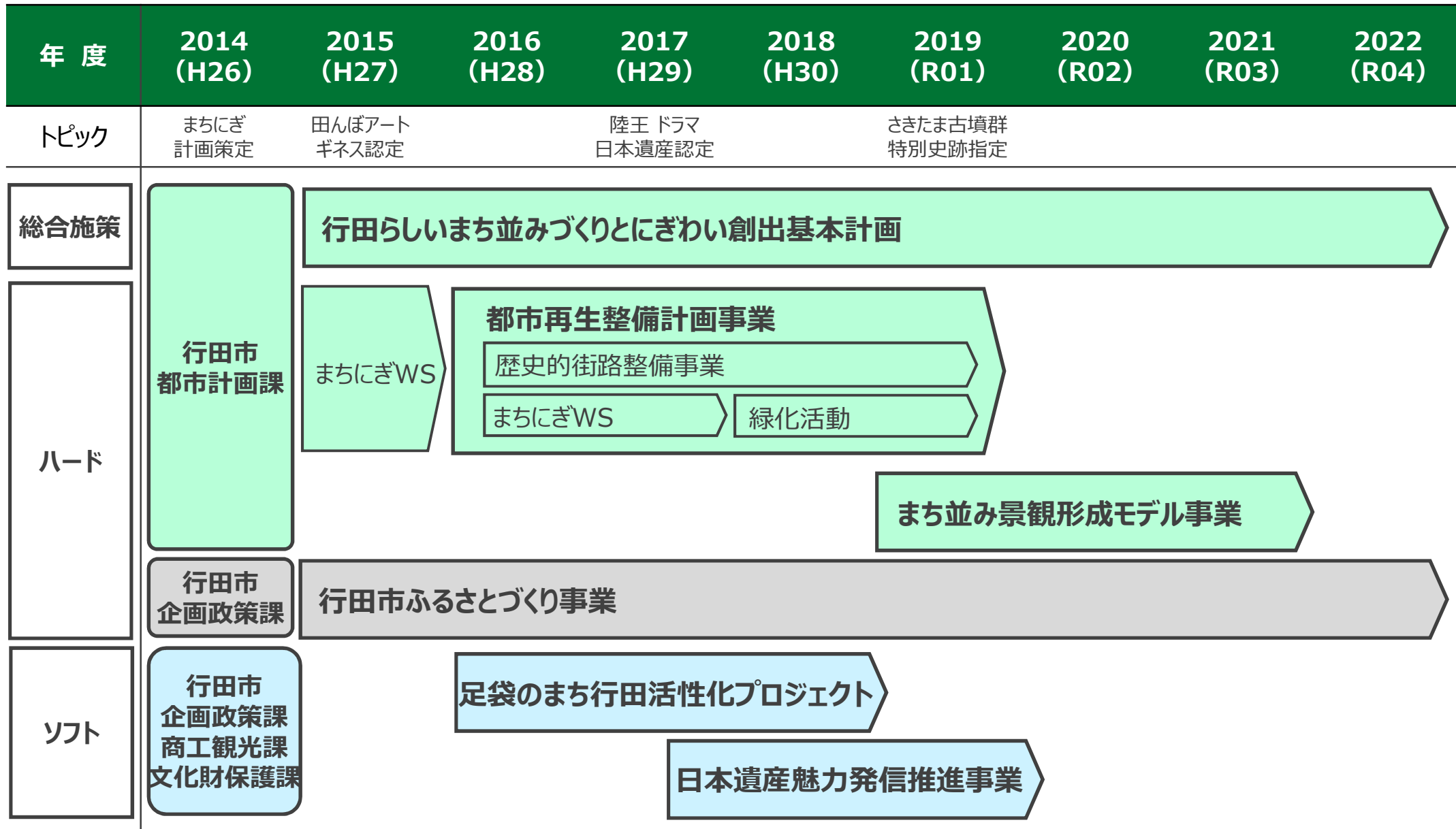
## 第1回景観ワークショップ

### 事業概要について

1. これまでの市の景観に関する取組
2. 景観計画策定の目的

2024 / 1 / 14

第5次総合振興計画(H23年3月策定)、第6次総合振興計画(R3年3月策定)、行田市都市計画マスタープラン(H25年3月策定)の上位計画をもとに、関係各課が景観に関する様々な事業に取り組んでいます。



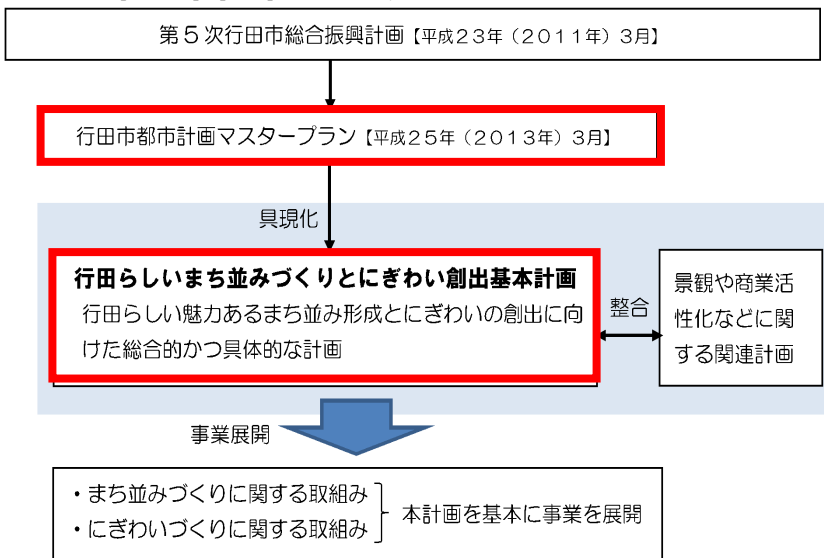
## 上位計画：都市計画マスタープラン（H25年3月）

- ・中心部地域の将来像を「水と緑を身近に感じ、歴史の風格が漂う歩いて暮らせる便利なまち」と定め、施策の一つに「**歴史資源を保全・活用した街並み景観の形成**」と明記
- ・当計画に基づき、行田市各課が具体施策を実行

## 上位計画：行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画（H26年3月）

- ・都市計画マスタープランを**まち並みや景観的な観点**から具現化した計画  
→行田に息づいてきたオンリーワンの地域資源の特徴や魅力を最大限引き出し、まち全体の魅力を更に高めていくとともに、市民と行政などが一体となった取り組みの方向性を示したもの
- ・本町通り周辺（にぎわいや歴史・文化が感じられるまち並み軸）や八幡通り周辺（界わい・まちかど）をモデル地区に選定し、具体施策を明記

### ■ 上位計画の位置付け



### ■ 中心部地域の構想



### ■ 八幡通り周辺

にぎわいを体感できる歩行者目線の散策路をつくる

具体的施策展開図

主な具体的施策	
・市民との協働による路地空間の緑化の推進	—
・ユニバーサルデザインによる歩行者空間などの整備	—
・案内表示と誘導サインの整備	○
・歴史的建築物と調和したまち並みに向けた外観や塀などの修景整備	□

具体的施策イメージ図

新町会館

写真館

案内

八幡通り

八幡神社

歴史的な建物が集まっているし、地域の人が花を植えていたりして、良い雰囲気だね！

次はどこに行こうかな。

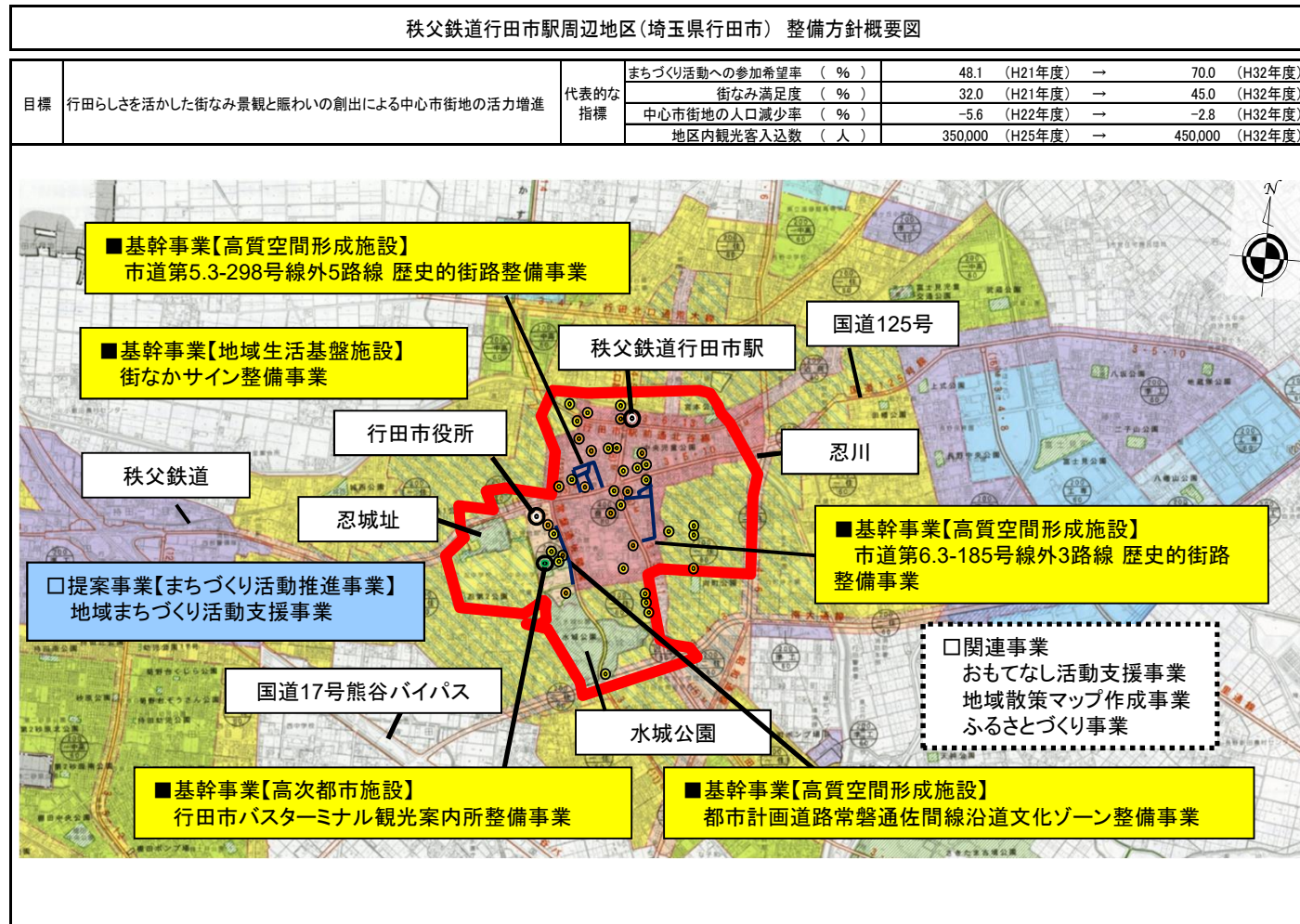
色々な商店があるから、入ってみようか！

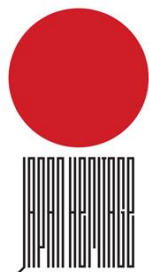
車より歩行者を優先しているんだね！舗装もきれいで、歩きやすい通道だね！

やっぱり行田は歴史があるまちなんだね！緑もたくさんあって落ち着くね！

# 事業展開：秩父鉄道行田市駅周辺地区都市再生整備計画(平成27年度～令和元年度)

- ・「行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画」を事業展開するために、秩父鉄道行田市駅周辺地区において、**都市再生整備計画**を作成
- ・バスターミナル観光案内所、歴史的街路整備事業や街なかサイン整備事業などを実施

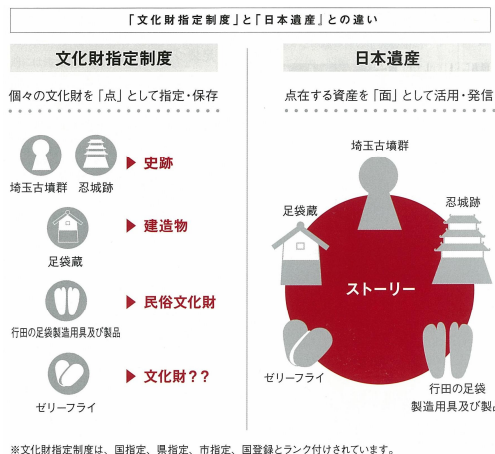




JAPAN HERITAGE  
日本遺産

## 行田市の日本遺産ストーリー “和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田”

- ・平成29年4月認定、令和5年12月認定継続
- ・現在も足袋の生産は続いており、日本一の産地として時折流れるミシンの音と共に、裏通りに趣のある足袋蔵の街を形成。“蔵”のまちは数あれど、“足袋蔵”のまちは行田のみ。
- ・江戸後期から※100年以上の長きに渡り、その時代の建築様式を取り入れながら土造・石造・RC造、木造等多種多様な足袋蔵が約80棟現存し、足袋産業の繁栄を想起させる。



### ■ 構成資産 44件

史跡	4件	埼玉古墳群、忍城跡etc
古文書	4件	享保年間行田町絵図etc
建造物	29件	十万石ふくさや行田本店etc
有形文化財	2件	行田足袋、製造用具・製品
無形文化財	5件	初午祭り、ゼリーフライ、フライetc



## 事業展開：まち並み景観形成先導モデル事業

これまでの  
状況

- ・古民家などの歴史的資源を活用したまち並み景観づくりの重要性が増大
- ・歴史的資源を保全活用する「歴史のみち広域景観形成プロジェクト」にて、景観講演会やまち歩きを実施



埼玉県「歴史のみち広域景観形成プロジェクト」

賑わいを創出する景観形成を加速させるためには、  
「地域住民の一体感の醸成」、「改修費用の負担」という取組上の課題あり

埼玉県は、市町村が地域の活性化やにぎわい創出を図るために行うまち並み景観づくりを加速するため、先導的に取り組む区間を選定し、モデル区間における市町村が行う事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

事業  
内容  
【3か年】

**【ハード面への支援】** 建物所有者等が行う外観修景整備に対する補助

**【ソフト支援】** 住民の意識醸成を促進する勉強会等への講師派遣や補助事業実施に係る補助

事業  
効果  
【ねらい】

- ・観光入込客数の増加、地域住民の地元への愛着心向上による地域活性化、にぎわい創出
- ・まち並み景観づくりに係る知見の蓄積、他市町村への波及によるまち並み景観づくりの促進

## 事業展開：まち並み景観形成先導モデル事業

目標・コンセプト **軒と蔵と館が繋がる八幡通り ～ものづくりが息づくまち～**

◆ 軒・蔵・館の3つの外観タイプに類型化し、各々修景方針を定める。


- 日本遺産の構成資産である足袋蔵が様々な建築様式を是としているように、“多様さ”が、八幡町繁栄を喚起。
- かつて行田の4町人町の商店は、5尺ほど庇や出桁を出し、なるべく商品を陳列させて沿道の賑わいを演出していた。
- 軒下（1階）を、通りに開かれた空間に再構築する。

 **ハード施策（まち並み景観形成）**

 **施策（デザイン誘導方針）**

- ✓ 3タイプに類型化し、タイプ毎の修景方針
- ✓ 敷地内の建築物に対する施策
- ✓ 街路空間に対する施策

 **イメージパース**

 **細則（補助制度化に向けたルール）**

- ✓ 補助対象範囲明確化
- ✓ 修景基準

◆ 八幡通りの両端の集客施設（八幡神社と郵便局）を起点に、通りを歩きたくなる・歩きやすい・歩いて楽しい空間へ再構築を目指す。

- 八幡町＝大工町としてのクラフトマンシップ、モノやコトが創造される通りへ。
- 人が中心の通りを創り、心地よく、八幡通りに歩きに出かけたくなるまちへ。
- 通りの空間を積極的にイベント活用し、多様な人の多様な交流を生む。

 **ソフト施策（くらしのにぎわい創出）**

 **施策（くらしの催事記）**

- ✓ 一輪挿し
- ✓ 年中行事に取り組む

 **施策（イベント）** 歩きたくなる 歩いて楽しい

- ✓ 軽トラ市場
- ✓ 趣味を共有し生業となる手づくり市場

 **施策（建物活用）** 歩きたくなる 歩いて楽しい

- ✓ 住民主体の交流拠点創出（カフェ、ゲストハウスetc）
- ✓ 空家再生
- ✓ 小売りのスタートアップ

## 事業展開：まち並み景観形成先導モデル事業

修景タイプを下記の3つのタイプに類型化し、タイプ毎のデザイン誘導方針(大枠の方向性)を示す。



**軒・出桁タイプ**  
底・出し桁づくり



**倉庫・蔵タイプ**  
石蔵、切妻屋根妻入り



**館タイプ**  
事務所等、ビル形状のもの



## 事業展開：まち並み景観形成先導モデル事業

### <八幡通り修景ルール>

八幡通りのアイデンティティである“多様さ”を尊重しながら、通りの魅力を創出するための基準。

#### ①建築物について

高さ	建物高さは現状のまち並みを活かし、2階から3階としてスカイラインを整える。
軒先、壁面位置	なるべく八幡通りから大きく後退せずに、できるだけ揃えて連続性を生み出す。
開口部	建具は木製または黒、茶系を推奨する。また、伝統的な和風の意匠を継承、生活感を通りから隠すために、縦格子等を設置することが好ましい。
壁面の素材と色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・素材は自由とする。色彩は現状のまち並みの色味を活かし、木の色等の自然素材や風土色等、温かみを持ったものを基調とする。</li><li>・色彩の範囲は既存のまち並みの基調色に即す。次頁を参考。</li></ul>

## 事業展開：まち並み景観形成先導モデル事業

### <八幡通り修景ルール>

#### ②付属施設について

空調の室外機等	八幡通りからなるべく見えにくい位置に設置する。 やむを得ない場合は、囲い等により景観上の配慮をする。
暖簾、看板、オーニング	店先のショップフロントに暖簾、庇の上に看板の設置、庇のない店には新たにオーニングを設置する等、統一したデザインアイテムで賑わいと風情を創出する。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は茶色や灰色とし、照明や表示物は機能上必要最小限のものとする。</li> <li>・建築物の軒下に納まるように努め、複数設置する場合は、高さやデザインをそろえる。</li> </ul>

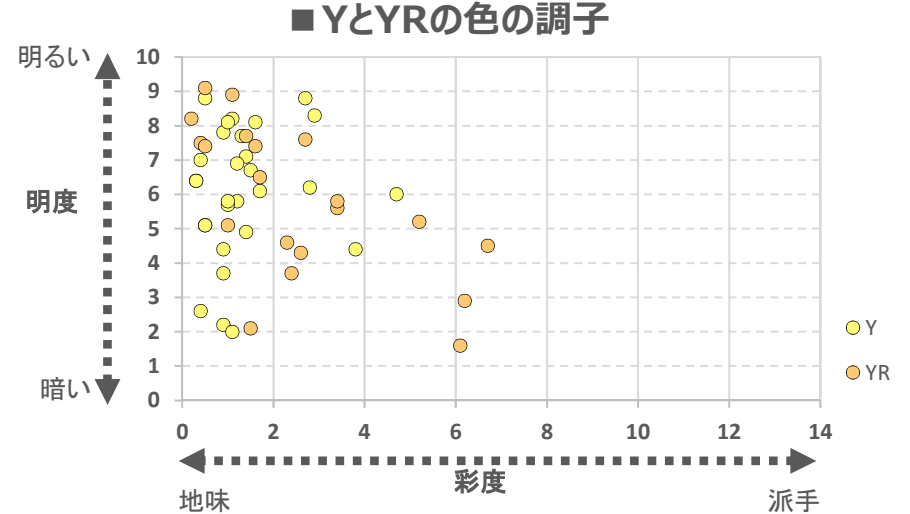
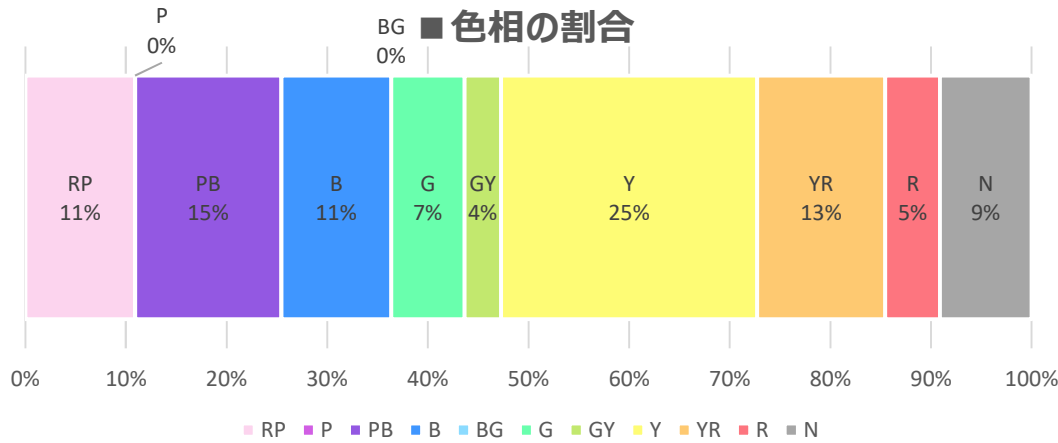
#### ③屋外空間について

広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則自家用広告物とする。通り全体で調和がとれるような材料、色彩等に配慮する。</li> <li>・点滅するような電飾は避ける。</li> <li>・高彩度色や蛍光色はできるだけ使用しない。ただし、アクセントカラーとして効果的に使うのは認める。</li> </ul>
門、塀、さく	木、石、土、漆喰、瓦等の使用を基本とするが、二次製品を活用する場合も伝統的な和風の意匠を基本とする。
駐車場	駐車場などを通り沿いに設ける場合は、出入りに支障のないところは塀やさくを設け、通りの連続性に配慮する。

# 事業展開：まち並み景観形成先導モデル事業

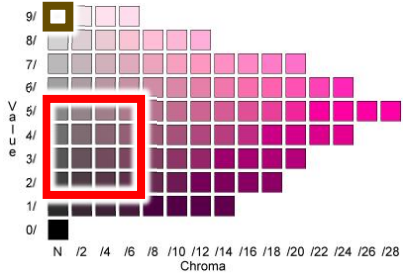
## <八幡通り修景ルール>

現状の外観基調色は彩度の高い色は少なく、風土に馴染む色彩（アースカラー）が多い。

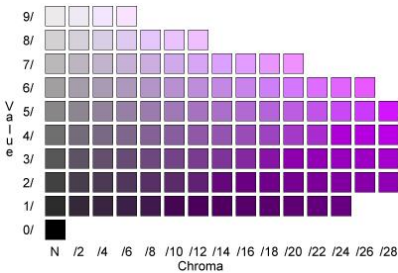


■ 現状の範囲    □ 現状範囲における推奨色、    ▣ 特異値であるため避けて欲しい色

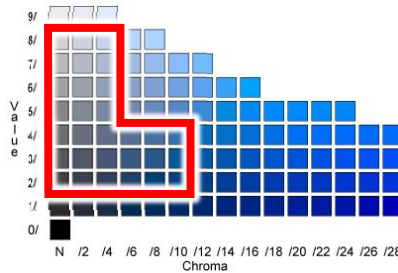
RP (赤紫)



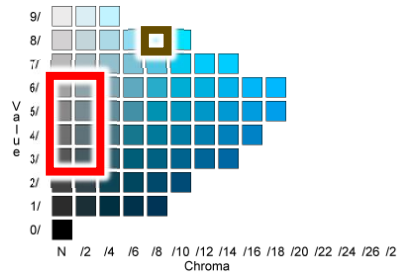
P (紫)



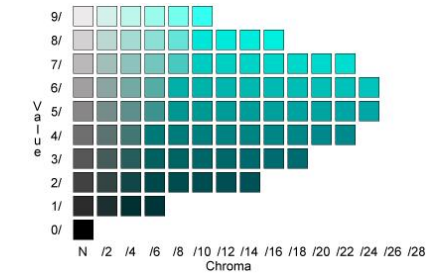
PB (青紫)



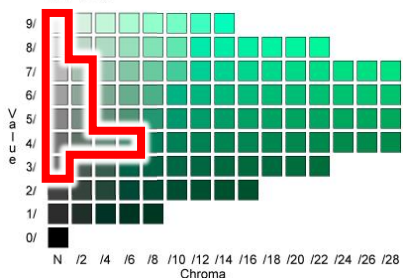
B (青)



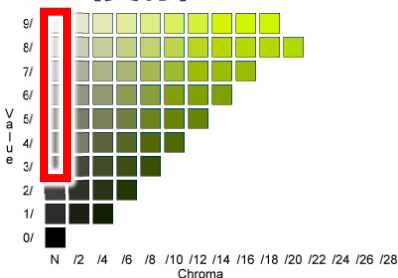
BG (青緑)



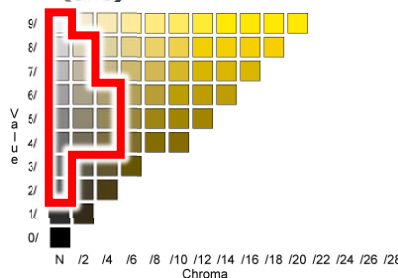
G (緑)



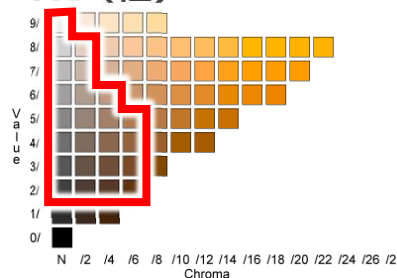
GY (黄緑)



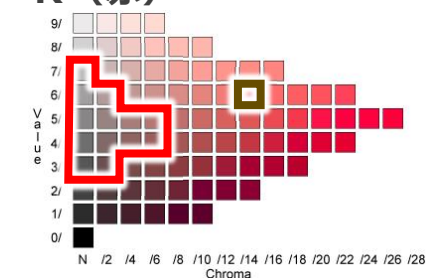
Y (黄)



YR (橙)



R (赤)

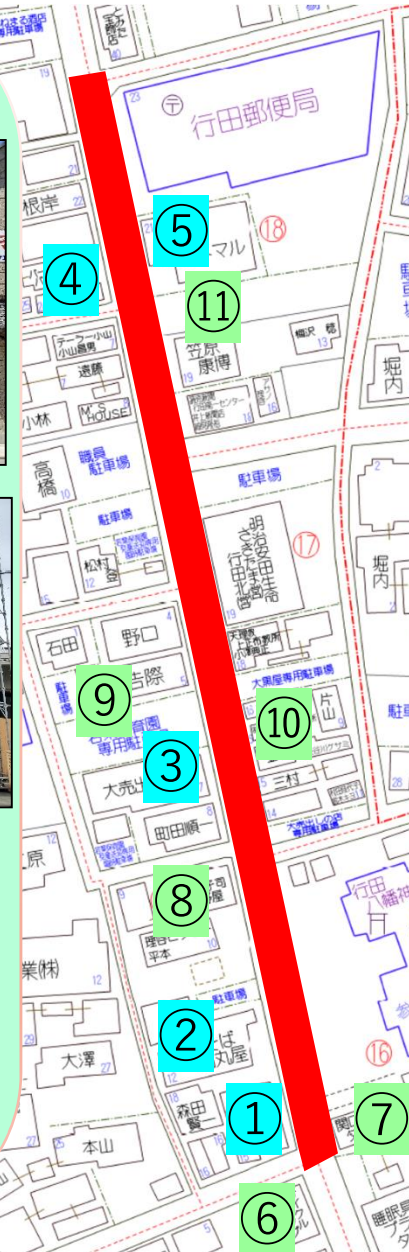


# 事業展開：まち並み景観形成先導モデル事業

建物等の改修に伴う補助金 全11件 2,130.5万円

令和2年度 5件 1,000万円

令和3年度 6件 1,130.5万円



# 事業展開：まち並み景観形成先導モデル事業

■イメージパース1 大売出しの店付近



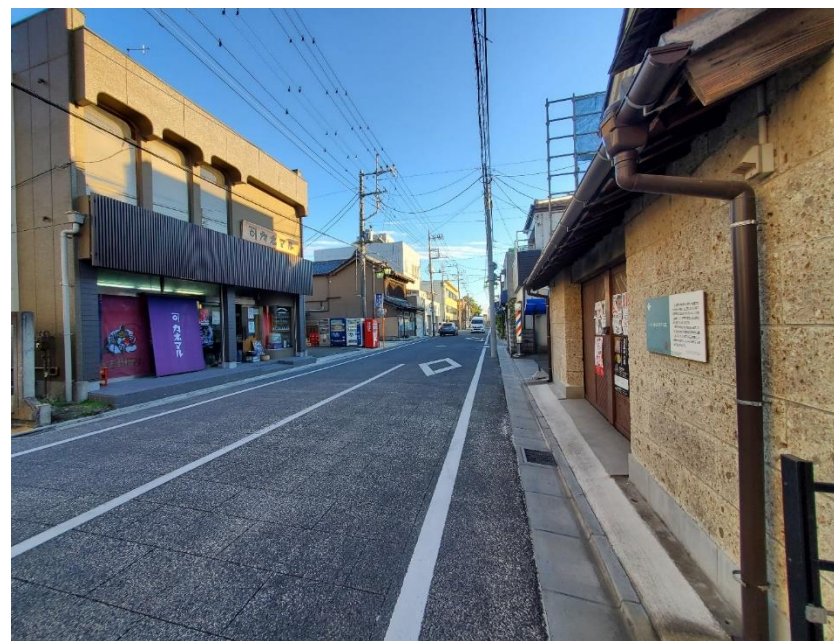
■イメージパース2 カネマル酒店付近



■改修後1 大売出しの店付近



■改修後2 カネマル酒店付近



- ◆まち並み景観形成先導モデル事業は、地域の活性化やにぎわい創出を図るために行う**まち並み景観づくり**を加速させ、その効果を他のエリアへ継続的に波及させていくことが目的で実施しました。
- ◆3年間で形成された**“統一感のある行田らしいまち並み”**を恒久的なものとして市全体へ波及させるため、市では**「景観行政団体」**へ移行および**景観計画**を策定していきます。

### 景観行政団体とは？



**“景観行政を担う主体”**のことを指します！

政令市・中核市・都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議および同意により景観行政団体になることが可能です。

### メリット

景観行政団体に移行することで、市町村独自の景観条例の制定や景観計画の策定が可能になり、**各自治体の特色にあった景観づくり**を推進できるようになります！

### 移行後の流れ

- ★景観行政団体が**「景観計画」**を策定し、計画内で**「景観計画区域」**を定めます。これにより、区域内での行為に対して景観法による届け出や勧告などの制度が適用され、景観まちづくりがはじまります。
- ★**「景観計画」**を策定・運用するため、また、届け出や勧告の方法などを定めた行為の制限に関する事項や市独自の施策を定めるため、**「景観条例」**や**「景観協定」**等を併せて定めることもできます。

景観計画では、必ず定めなければならない事項として、景観計画区域、行為の制限及び、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針があります。  
その他、必要とされるものを選択する事項として、屋外広告物に関する事項や景観重要公共施設に関する事項などがあります。

### <必須事項>

- 景観計画区域
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

### <定めることが望ましい事項>

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

### <選択事項>

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

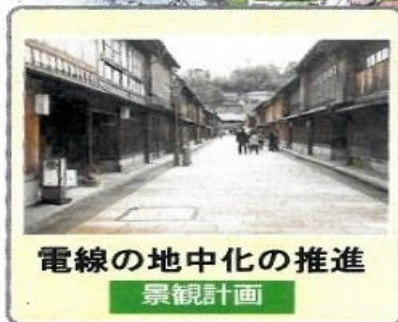
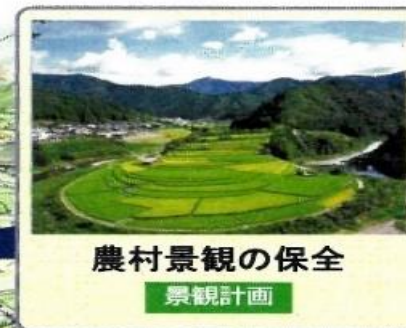
# 景観法の制度活用のイメージ：まちなみ景観



出典：国土交通省「景観法アドバイザーブック」より



# 景観法の制度活用イメージ：地域景観



出典：国土交通省「景観法アドバイザーブック」より